

群馬支部評議会における集約意見

当評議会としては、平均保険料率10%維持の方針に基づき、群馬支部の保険料率9.84%への変更意見の申出を了承いたします。

なお、その他意見については、以下のとおりです。

1. 平成31年度平均保険料率に関する意見

今後の収支見通しによる急激な保険料率の伸びを踏まえれば企業にしても大変厳しい状況になるため中長期的に安定した保険料率が望ましく、平均保険料率10%維持は妥当である。しかしながら、将来的には平均保険料率10%を維持することができなくなり、当支部においても負担の限界である10%を超える保険料負担をせざるを得ない状況となるが、加入者及び事業主に於いてこれまで以上の負担は受け入れがたいものであることは言うまでもない。準備金残高の取り扱いについては各支部評議会の意見を真摯に受け止め、慎重に検討すべきと考える。

2. 平成31年度激変緩和率について

当評議会に於いては、早期に解消すべきとの意見もあるが、医療保険の性質上の「共助」を踏まえ、10分の8.6とすることに異論はありません。

3. 保険料率の変更時期について

平成31年4月納付分からが望ましい。

令和2年度保険料率に関する群馬支部の評議会意見は参考資料1-1のP8をご参照ください。